

越前町建築物耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月 策定

平成 28 年 4 月 改正

令和 3 年 4 月 改正

越 前 町

越前町建築物耐震改修促進計画

目 次

はじめに

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性	1
(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正	1
(3) 「越前町建築物耐震改修促進計画」の位置付け	3
(4) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況	3

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 計画の対象となる建築物の分類	4
(2) 住宅	4
(3) 特定建築物	6
(4) 町有建築物	14

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	16
(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	16
(3) 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備	17
(4) 地震時の総合的な安全対策	18
(5) 地震時に通行を確保すべき道路	18
(6) 優先的に着手すべき建築物の設定	18

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 想定地震における震度分布の予測	19
(2) 相談体制の整備・情報の充実	19
(3) パンフレット等の作成とその活用	19
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	20
(5) 町内会等との連携	20

第4章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体による協議会等との連携	21
(2) 建築物の総合的な安全性の向上	21
(3) 居住空間の安全性の確保	22
(4) 計画の検証	22

参考資料	23
------	----

はじめに

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの方の尊い命が奪われましたが、そのうち約9割の方は家屋、家具等の倒壊による圧迫死であったと言われていました。この時に大きな被害を受けた住宅・建築物の多くは、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる新耐震基準^{*}に適合していない住宅・建築物でした。

その後も、我が国では新潟県中越地震や福岡県西方沖地震等の大地震が頻発しており、福井県近辺においても平成19年3月25日に直下型の能登半島地震が発生し震度6強(マグニチュード6.9)を記録するなど、大地震がどこで発生してもおかしくない状況にあります。さらに、東海地震^{*}、南海・東南海地震^{*}及び首都直下地震^{*}はいつ発生してもおかしくないと言われてしています。

このような経緯から、平成17年9月に国の中央防災会議^{*}で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられました。

越前町に関しては、「越前町地域防災計画^{*}」において、昭和23年の直下型の福井地震(マグニチュード7.1)と同規模の地震が起こった場合、甚大な人的・建物被害が発生するものと予測されています。今後、地震による死者数及び経済被害を最小限に止めるために、早急に建築物の耐震化を進め、地震被害に強い都市づくりを推進する必要があります。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律^{*}」の改正

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)が制定されましたが、十分に耐震化が進みませんでした。

そこで、中央防災会議(平成17年3月)や地震防災推進会議^{*}(平成17年6月)の提言を踏まえ、平成18年に耐震改修促進法が改正施行されました。この改正により、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、市町村には策定の努力義務が課せられました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしました。その後、平成25年5月に耐震化をより促進するため、耐震改修促進法の改正が行われ、平成25年11月から施行されました。前回に引き続き国の基本的な方針が示されています。

この改正では、全ての既存耐震不適格建築物において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物について、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取り組みが強化されました。さらに、不特定多数の者や災害時要援護者が利用する一定規模以上の大規模建築物には、平成27年12月31日までに耐震診断を実施し所管行政庁へ診断結果を報告することが義務付けられました。

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の概要
(平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第 184 号)

- 1 建築物の耐震診断^{*}及び耐震改修^{*}の促進に関する基本的な事項
 - 住宅・建築物の所有者が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援
 - 公共建築物は、災害時の機能確保の観点から強力的に耐震化
- 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 住宅及び特定建築物の耐震化率について、現状の 75%を、平成 27 年までに少なくとも 9 割にすることを目標
- 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示
- 4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 地震防災マップ^{*}等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進
- 5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等
 - 耐震改修等の目標を策定
 - 地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路^{*}、避難路^{*}等を記載
 - 所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、町内会等の取組支援等に係る事業について記載
 - すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい

また、改正施行された耐震改修促進法では、以下のようなことが規定されています。

- ① 国民に建築物の安全性を確保する努力義務があり、特に多数の者が利用する建築物等の所有者は耐震診断・改修に努力する必要があること
- ② 国土交通大臣が基本方針を策定し、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することで計画的に耐震化を促進すること
- ③ 優先的に耐震化を促進すべき建築物に対して、所管行政庁による指導、助言、指示等を実施し、指示に従わない場合は公表すること
- ④ 所有者が耐震改修計画を申請し、認定された耐震改修工事については、耐震関係規定以外の不適合事項があっても適用しない特例を設けること
- ⑤ 耐震改修支援センター^{*}による債務保証、情報提供等を実施すること

(3) 「越前町建築物耐震改修促進計画」の位置付け

「越前町建築物耐震改修促進計画」は、大規模地震の発生による人的および経済的被害の軽減を目的として、耐震改修促進法に基づき、町内における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するために策定するものです。

福井県では、耐震改修促進法に基づき、国の方針を踏まえて平成18年12月に「福井県建築物耐震改修促進計画」を策定しました。また、「福井県地域防災計画（震災対策編）」において、震災時の被害の発生を防止するため、地震に対する建築物の安全性の確保を目的として建築物の耐震化の対策を定めています。さらには、平成28年3月に改正し、令和2年まで5年間の期間を延長し更なる耐震化の促進に取り組んできました。耐震化率の向上等、取組の成果が出ているものの、今後も大規模地震に対する県民の安全・安心の確保に努めていく必要があることから、計画を改正し、計画期間を令和7年度まで5年間延長して引き続き耐震化の促進に取り組んでいくこととしています。

大地震発生の可能性が高まり地震対策の重要性が増す中、越前町においても「越前町建築物耐震改修促進計画」を策定して町内の住宅・建築物の耐震化を推進し、地震災害に強いまちづくりを目指していきます。

本計画の策定に当たっては、町内の住宅・建築物の耐震化の現状を分析し、現状に応じた耐震診断・改修に係る施策を計画的に進めるためのあり方を検討し、国の基本方針や福井県の計画との整合を図ると共に、越前町地域防災計画等の本町の既往の防災に係る計画も踏まえ、平成19年度から平成27年度までを計画期間として策定しました。

本計画は当初計画の目標値を見直し、期限を5年間延長し令和7年度までとします。

(4) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

被害想定については、福井県が平成22・23年度に実施した「福井県地震被害予測調査」の結果をもとに予測しました。

福井県において予想される大規模地震として、福井平野東縁断層帯による地震（想定マグニチュード7.6）と浦底－柳ヶ瀬山断層帯による地震（想定マグニチュード7.2）の2つを想定しています。

項目		福井平野東縁断層帯	浦底－柳ヶ瀬山断層帯
震度		4～6強	5弱～6弱
建物被害 (棟)	全壊	39 (0.3%)	107 (0.8%)
	半壊	149 (1.1%)	1,219 (9.3%)
	火災・延焼	0 (0.0%)	0 (0.0%)
人的被害 (人)	死者数	1 (0.0%)	7 (0.0%)
	負傷者数	18 (0.1%)	150 (0.6%)
	重症者数	2 (0.0%)	7 (0.0%)
	軽症者数	17 (0.1%)	144 (0.6%)

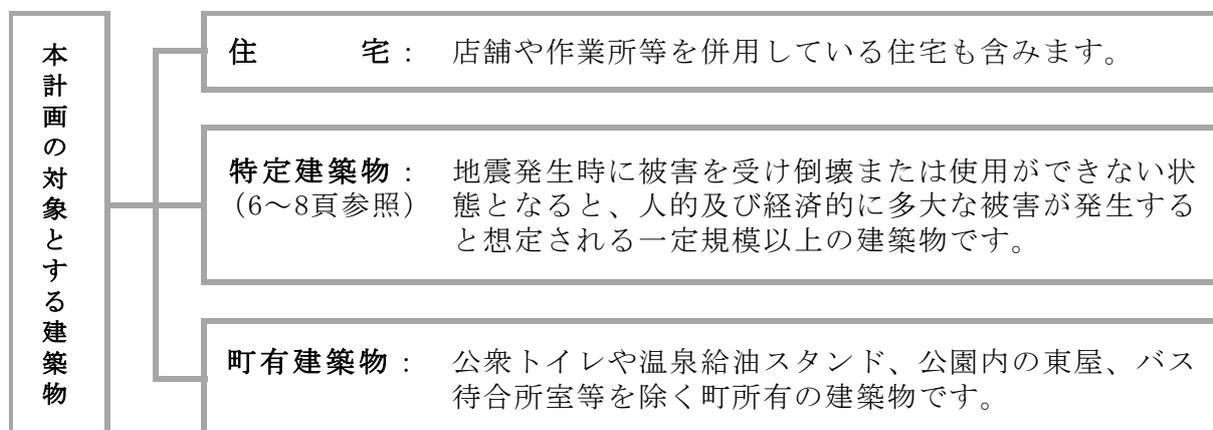
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 計画の対象となる建築物の分類

阪神・淡路大震災においては、新耐震基準で建築されたものは被害が少なく、旧耐震基準で建築されたものは甚大な被害を受けました。

このことを受けて、本計画では新耐震基準で建築されたものは耐震性があるものと捉えます。また、旧耐震基準で建築された公共建築物については基本的に耐震性がないものと捉えます。一方、旧耐震基準で建築され耐震診断が未実施の民間建築物については、国で把握している耐震診断の実施結果に基づく耐震化率に準じて耐震性を有するものと推計される棟数を考慮に入れて耐震化率の現状を算出します(30頁参照)。

本計画の対象とする建築物は「住宅」「特定建築物」「町有建築物」とします。



(2) 住宅

《 現 状 》

総務省統計局が5年毎に集計・公表している「住宅・土地統計調査」に基づき、平成5年から平成30年までの住宅戸数の推移から令和7年度の越前町内における住宅戸数および耐震化率の現状を推計しています。また、令和2年5月に国から耐震化率の新たな推計方法が示され、耐震化率の見直しを行いました。

その結果、令和2年度においては、人が居住している住宅約6,360戸のうち、耐震性を有する住宅は約4,940戸で耐震化率は77.7%と推計されます。

また、令和7年度においては、人が居住している住宅数が約6,220戸と推計され、そのうち耐震性を有する住宅は、旧耐震基準により建築されている住宅の建替えが進むこと等により約5,050戸となり、耐震化率が81.2%になるものと推計されます。

●住宅の耐震化の現状

(単位:戸)

区分	人が居住している住宅数①	昭和55年以前の住宅数 ②	昭和56年以降の住宅数 ④	耐震性を有する住宅数 ⑥[③+⑤]	耐震化率 (%) [⑥÷①]
		耐震性有③※	耐震性有⑤		
平成19年度 (推計)	6,710	3,650	3,060	4,620	68.9%
		1,560	3,060		
平成26年度 (推計)	6,560	3,080	3,480	4,920	75.0%
		1,440	3,480		
令和2年度 (推計)	6,360	2,860	3,500	4,940	77.7%
		1,440	3,500		
令和7年度 (推計)	6,220	2,550	3,660	5,050	81.2%
		1,390	3,660		

注:「住宅・土地統計調査」(総務省統計局)データから作成

「住宅・土地統計調査」は標本調査(サンプリング調査)であるため、推計値は標本誤差を含んでいます。

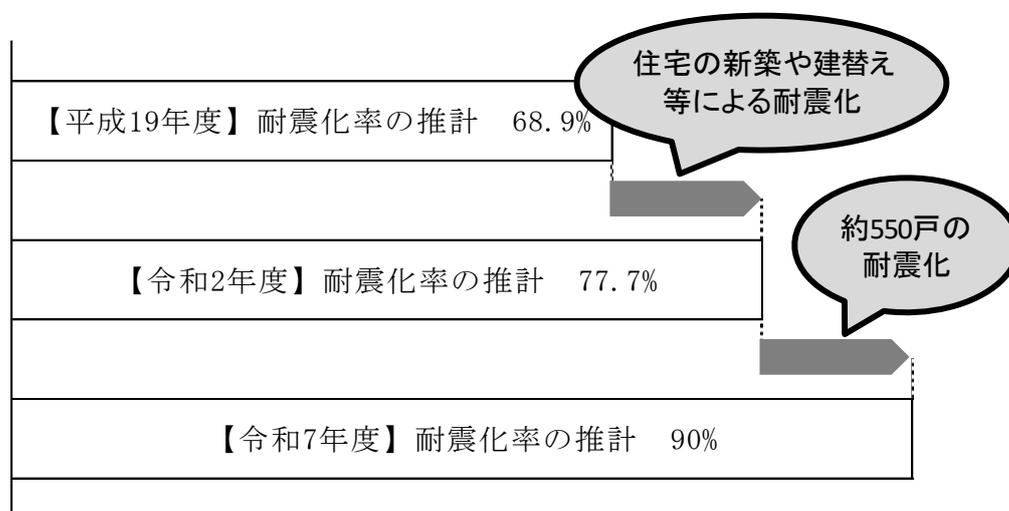
※国の耐震化率の算出方法により推計 [P30 参考資料4-②参照]

《 目 標 》

耐震性を有する住宅の割合は平成19年度の推計値が68.9%であり、住宅土地統計調査による平成5年から30年までの住宅の新築・建替えの動向が同様に推移していくものと考えれば、令和7年度には81.2%になると推計されます。

これまでの促進計画において、旧耐震基準により建築された住宅について約780戸の耐震化を促進することによって、令和2年度の耐震性を有する住宅の割合を90%とすることを目指してきました。

平成30年住宅・土地統計調査から、令和2年度の耐震化率は77.7%と推計され、目標の90%に対して乖離が見られます。本促進計画においては引き続き更なる耐震化を目指し、5年後(令和7年度)には90%とすることを目標にします。

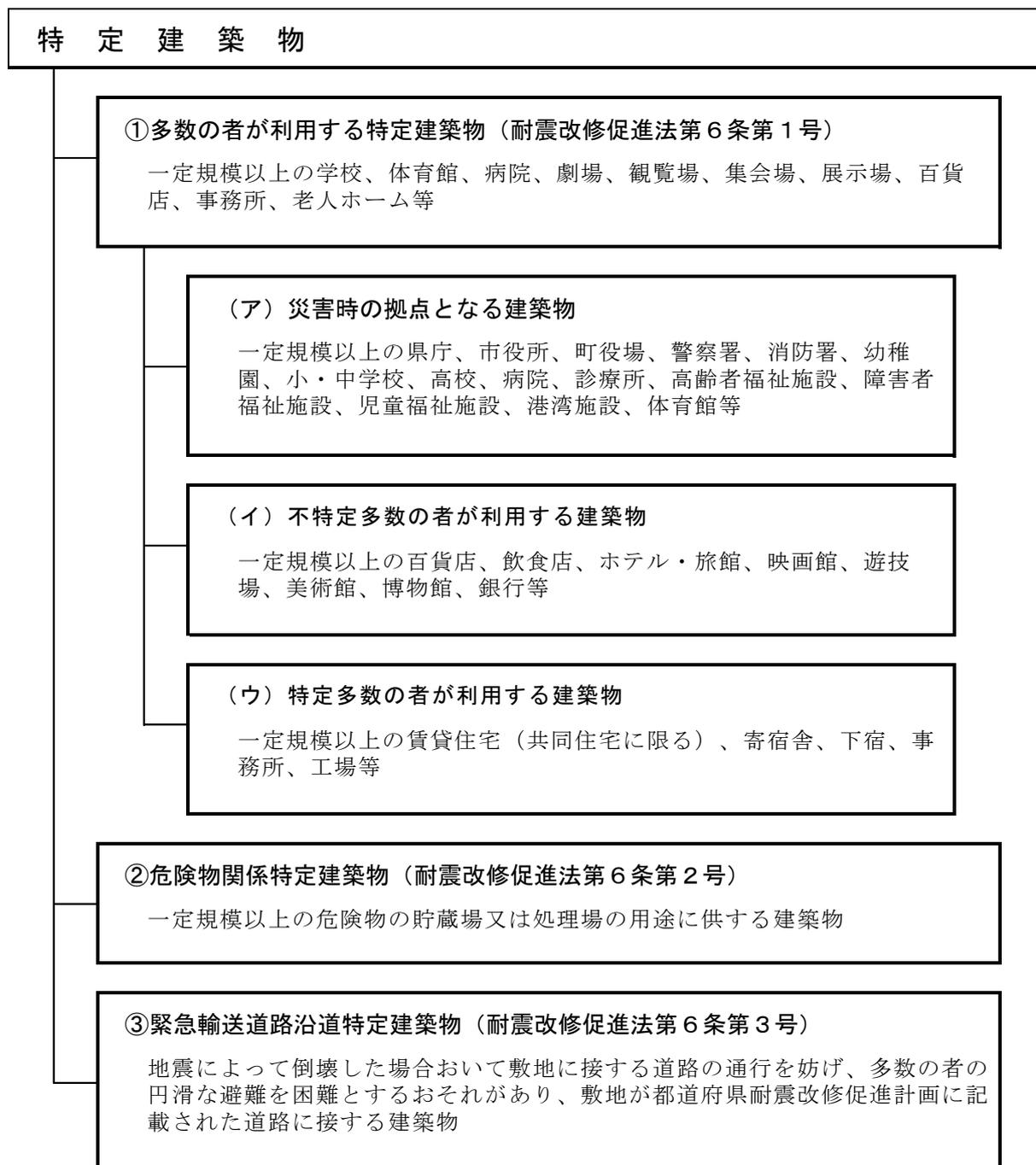


(3) 特定建築物

《 特定建築物とは 》

特定建築物とは、耐震改修促進法第6条に規定されている「地震発生時に被害を受け倒壊又は使用ができない状態となると、人的及び経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物」です。

本計画では、耐震改修促進法を踏まえたうえで、特定建築物を以下のように分類して整理していきます。



①多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物（耐震改修促進法第6条第1号）」は以下のように3種類に分類されます。

(ア) 災害時の拠点となる建築物

地震発生時に円滑な避難や早期の災害復旧を行なうために、災害時の情報の収集・伝達や避難誘導等の拠点となる庁舎、被災者を一時的に収容する病院や学校等です。災害時要援護者^{*}が利用している福祉施設も含まれます。

(イ) 不特定多数の者が利用する建築物

百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、美術館、博物館等です。建築物の利用者が不特定多数のため、避難時に混乱を生じやすく、地震発生時の円滑な避難の確保が重要です。

(ウ) 特定多数の者が利用する建築物

賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、事務所、工場等です。多数の利用者がいるため、地震発生時の避難の確保が重要です。

特定建築物の対象となる用途毎の規模要件は次頁のとおりです。

表 多数の者が利用する特定建築物の一覧

用 途	規 模 要 件
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
上記（幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校）以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
事務所	
博物館、美術館、図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車庫その他の自動車又は自転車の停車又は駐車のための施設	
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
体育館等（一般公共の用に供するもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上

《 現 状 》

越前町内には「多数の者が利用する特定建築物」が 97 棟あり、新耐震基準で建てられた建築物棟数に、旧耐震基準で建てられた民間建築物のうち耐震診断をした場合に耐震性が有ると推計される棟数を含めると、耐震化率 92%です。

越前町が所有する公共建築物の耐震化率は 98%であり、民間建築物の耐震化率 83%よりも高くなっています。

また、「(ア)災害時の拠点となる建築物」「(イ)不特定多数の者が利用する建築物」「(ウ)特定多数の者が利用する建築物」の分類で見た場合、耐震化率の高さは「(ア)災害時の拠点となる建築物」「(ウ)特定多数の者が利用する建築物」「(イ)不特定多数の者が利用する建築物」の順となっています。

●多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（令和2年度）

(単位：棟)

分類	建築物の総棟数①	新耐震基準により建築された建築物の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③					旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物の棟数⑧	耐震性を有する建築物の棟数⑨(②+⑤+⑦+⑧)	耐震化率(推計)⑨/①	
			耐震診断実施棟数④			耐震改修実施棟数⑦	耐震性有⑤				耐震性無⑥
			耐震性有⑤	耐震性無⑥	耐震改修実施棟数⑦						
合計	97	70	27	11	2	8	7	8	89	92%	
公共建築物	福井県	4	4	0	0	0	0	0	4	100%	
	越前町	51	40	11	8	2	6	6	50	98%	
	計	55	44	11	8	2	6	6	54	98%	
民間建築物	42	26	16	3	0	2	1	8	35	83%	

●多数の者が利用する特定建築物の分類別の耐震化の現状（令和2年度）

(単位：棟)

分類	建築物の総棟数①	新耐震基準により建築された建築物の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③					旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物の棟数⑧	耐震性を有する建築物の棟数⑨(②+⑤+⑦+⑧)	耐震化率(推計)⑨/①		
			耐震診断実施棟数④			耐震改修実施棟数⑦	耐震性有⑤				耐震性無⑥	
			耐震性有⑤	耐震性無⑥	耐震改修実施棟数⑦							
(ア)災害時の拠点となる建築物	町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	57	46	11	8	1	7	6	2	55	96%	
	公共建築物	福井県	4	4	0	0	0	0	0	4	100%	
		越前町	44	34	10	7	1	6	6	2	43	98%
		計	48	38	10	7	1	6	6	2	47	98%
民間建築物	9	8	1	1	0	1	0	0	8	89%		
(イ)不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	18	9	9	0	0	0	0	4	13	72%	
	公共建築物	福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
		越前町	4	4	0	0	0	0	0	0	4	100%
		計	4	4	0	0	0	0	0	0	4	100%
民間建築物	14	5	9	0	0	0	0	4	9	64%		
(ウ)特定多数のものが利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	22	15	7	2	1	1	1	4	21	95%	
	公共建築物	福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
		越前町	3	2	1	1	1	0	0	0	3	100%
		計	3	2	1	1	1	0	0	0	3	100%
民間建築物	19	13	6	1	0	1	1	4	18	95%		

※⑧は民間建築物のみ国の耐震化率の算出方法により推計 [P30 参考資料 4-②参照]

《 目 標 》

大規模地震が発生した際、人的及び経済被害を軽減するため、特定建築物の耐震化を図ることが重要です。中でも多くの人命が失われる危険性のある多数の者が利用する特定建築物について、国の基本方針として耐震化率を令和 2 年度に 90%以上とすることを目標にしてきました。

越前町においては、令和 2 年度時点で耐震化率が 92%で目標を達成したため、今回の改正においては令和 7 年度の目標を 95%とします。

特に、情報の収集・伝達、避難誘導等の拠点となる庁舎や公民館、被災者を一時収容する病院や拠点避難施設として指定されている学校はもとより、災害時要援護者が利用する社会福祉施設等の災害時の拠点となる建築物の耐震化は最も重要となります。特に、町有建築物は国及び県との情報収集・伝達・指示において基幹的な役割を果たす建築物となるため、優先的に耐震化を図ります。

民間建築物については、現状として耐震診断が未実施の建築物が多いため、まずは建築物の耐震性の有無を確認し、その結果を踏まえて早急に対策を講じることが必要になります。

越前町では「福井県建築物耐震改修促進計画」を踏まえ、平成 22 年度までに旧耐震基準で建築された災害時の拠点となる民間建築物の耐震診断を全て実施することを目標としてきましたが、災害時の拠点となる民間建築物は 1 棟であり、新耐震基準で建築されたものでした。

なお、多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標の詳細については次頁のとおりです。

●多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標

建築物の用途・分類		計画策定時の耐震化率 (平成19年度)	耐震化率 (平成26年度)	現状の耐震化率 (令和2年度)	耐震化率の目標 (令和7年度)
多数の者が利用する特定建築物		70%	74%	92%	95%
	公共建築物				
	福井県	100%	100%	100%	
	越前町	71%	80%	98%	
	計	73%	81%	98%	
	民間建築物	65%	65%	83%	
(ア) 災害時の拠点となる建築物	町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	69%	69%	96%	
	公共建築物				
	福井県	100%	100%	100%	
	越前町	68%	77%	98%	
	計	71%	79%	98%	
	民間建築物	100%	100%	89%	
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	57%	63%	72%	
	公共建築物				
	福井県	—	—	—	
	越前町	80%	100%	100%	
	計	80%	100%	100%	
	民間建築物	50%	50%	64%	
(ウ) 特定多数のものが利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	83%	83%	95%	
	公共建築物				
	福井県	—	—	—	
	越前町	100%	100%	100%	
	計	100%	100%	100%	
	民間建築物	80%	80%	95%	

※民間建築物のみ国の耐震化率の算出方法により推計 [P30 参考資料4-②参照]

②危険物関係特定建築物の耐震化の現状

危険物関係特定建築物とは、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で、以下の要件に該当する建築物です。越前町には、これに該当する建築物はありません。

●特定建築物に該当する危険物の数量一覧

i) 特定建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定建築物の要件

床面積の合計が 500 m²以上で且つ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を慣用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類20m ³
④マッチ	300マッチトン (※)
⑤燃性のガス (⑦及び⑧を除く。)	2万m ³
⑥圧縮ガス	20万m ³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)	毒物20 t 劇物200 t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17mm) で、7,200 個、約 120g

③緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化の現状

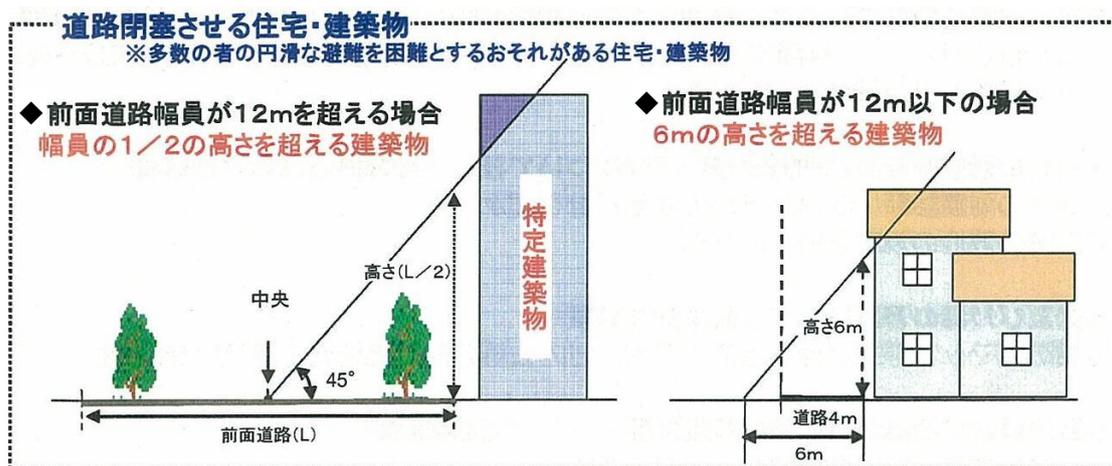
「緊急輸送道路沿道特定建築物（耐震改修促進法第6条第3号）」とは、下図に示すような建築物のことで、前面道路幅員や建築物用途によって該当基準が変わります。

◆前面道路幅員が12mを超える場合

前面道路幅員の半分の長さを超える高さの建築物が特定建築物となります。

◆前面道路幅員が12m以下の場合

6mを超える高さの建築物が特定建築物となります。



また、「都道府県耐震改修促進計画に記載された道路」とは、県および市町の地域防災計画に定める緊急輸送道路です。「福井県地域防災計画」においては、平成8年8月に作成された「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」における道路が緊急輸送道路として選定されています。

地震発生時に緊急輸送道路を有効に機能させるためには、人口集中地区*を含む全ての緊急輸送道路沿道で「倒壊することにより道路を閉塞するおそれのある建築物」の耐震化を図ることが必要となります。

そこで、地震発生時に緊急車両や支援物資輸送車両の通行を確保する緊急輸送道路の沿道建築物の状況を調査した結果、旧耐震基準により建築された建築物で「倒壊することにより道路を閉塞するおそれのある建築物」が74棟ありました(建築年代が不明である10棟を除く)。

緊急輸送道路沿道特定建築物
74棟

(4) 町有建築物

《 現 状 》

耐震改修促進法では、人的及び経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を、耐震化を図るべき特定建築物の対象としていますが、町有建築物の中にはそれらの規模に満たないものでも大規模地震時に重要な役割を果たす建築物があります。

町有建築物の総棟数は352棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は250棟あります。旧耐震基準により建築された建築物は102棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは1棟、耐震性が不十分であったものは1棟あります。

よって、耐震性を有している建築物は251棟で、令和2年度末での耐震化率は71%となります。

《 目 標 》

「(ア)災害時の拠点となる建築物」「(イ)不特定多数の者が利用する建築物」「(ウ)特定多数の者が利用する建築物」の分類でみると、「(イ)不特定多数の者が利用する建築物」の耐震化率が高く、特に「(ウ)特定多数の者が利用する建築物(町営住宅)」の耐震化率が低くなっています。

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するため、災害時に重要な役割を果たす町有建築物や多数の者が利用する町有建築物の耐震化を図ることが重要です。

よって、町有建築物の目標の設定に当たっては、分類毎に90%の耐震化率を図ることとし、以下に示す取り組み方針に基づいて実態に即した建築物の耐震化を目指していきます。

なお、当初計画では令和2年度を計画期限とし、耐震化率90%を目標としていましたが、令和2年度末の現状と目標値との乖離が見られるため、計画期間を令和7年度まで5年間延長し、引き続き全ての町有建築物の耐震性を確保することを基本とします。

● 町有建築物の耐震化の取り組み方針

- ・教育施設の耐震診断・耐震改修を優先的に進めます。
- ・耐震性が確認されていない施設の維持管理方針を定めます。
- ・耐用年数を経過した施設の利活用方針について早急に検討します。
- ・耐震性が確認されていない施設のうち解体予定が無い施設の耐震診断を積極的に推進します。
- ・特定建築物の耐震化を重点的に進めます。

● 町有建築物の耐震化の現状と目標(令和2年度)

(単位:棟)

分類	用途	建築物の 総棟数①	新耐震基 準により建 築された建 築物の棟 数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③					耐震性 有棟数⑧ (②+⑤+⑦)	令和2年度 耐震化率 ⑧/①	平成27年度 耐震化率	平成19年度 耐震化率	
				耐震診断実施棟数④			耐震性有 ⑤	耐震性無 ⑥					耐震改修 実施棟数 ⑦
(ア) 災害時の拠点となる 建築物	庁舎、町立病院、 町立学校、福祉施 設等	125	94	31	0	0	0	0	94	75%	76%	71%	
(イ) 不特定多数の者が利 用する建築物	美術館、博物館等	42	34	8	0	0	0	0	34	81%	80%	80%	
(ウ) 特定多数のものが利 用する建築物	町営住宅	66	36	30	1	1	0	0	37	56%	34%	32%	
	寄宿舎等	32	19	13	1	0	1	0	19	59%	62%	60%	
その他の主要施設		87	67	20	0	0	0	0	67	77%	77%	77%	
合 計		352	250	102	2	1	1	0	251	71%	64%	62%	

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、先ず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行ないやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等必要な施策を講じ、耐震診断及び耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本方針とします。

また、町有建築物については、建築物の用途や利用者の状況、災害時に果たす役割や、倒壊により引き起こされる被害状況等を勘案しながら、優先的に耐震化を促進すべき建築物について検討・調整を図っていきます。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

現在、越前町では、住宅の耐震診断と、耐震診断と一体的な改修計画作成を実施する場合に補助を行なっています。また、耐震性が不十分と診断された住宅の耐震性を向上させるために、構造評点 1.0 以上（住宅の構造や生活形態などの理由により構造評点が 1.0 以上に満たない場合には、構造評点 0.7 以上でも可。）を基準に耐震改修を実施する場合に対しても補助を行っています。更には、住宅の耐震改修に伴って固定資産税が減税される制度が創設されています。

今後の取り組みとしては、町民に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての積極的な普及・啓発に努めます。

●越前町の補助制度

耐震診断・補強プラン	「木造住宅耐震診断促進事業」 昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造住宅（但し、2 階建てまでの、在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法に限ります）については、国・県・町の補助制度の利用により、個人負担を支払うことにより、耐震診断（一般診断：精密な診断に入る一段階手前の診断法で、大地震動での倒壊の可能性を診断するもの）と補強プランの提案が受けられます。 平成 28 年度からは、耐震診断と補強プランをセットとし、耐震改修に向けた具体的な検討をしていただけるよう、一体的に支援していきます。
耐震改修	「木造住宅耐震改修促進事業」 旧耐震基準により建築された建築物を耐震診断し、耐震性が劣ると判定された建築物に対して、崩壊する危険性が低いレベル（構造評点 1.0 以上（住宅の構造や生活形態などの理由により構造評点が 1.0 以上に満たせない場合には、構造評点 0.7 以上でも可。)) を基準に耐震改修をする者に対して補助を行います。

	<p>「伝統的な古民家の耐震改修促進事業」</p> <p>伝統的な古民家 越前町内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による自ら居住するために所有する一戸建て木造住宅（併用住宅で、延床面積の 2 分の 1 以上が住宅の用に供されているものを含む。）で 3 階建て以下のもので、建設後 50 年を経過しているもの、又は終戦前の地域の伝統的民家の意匠を基調とした建築物を、耐震診断し、耐震性が劣ると判定された建築物に対して、崩壊する危険性が低いレベル（構造評点 1.0 以上（住宅の構造や生活形態などの理由により構造評点が 1.0 以上に満たせない場合には、構造評点 0.7 以上でも可。)) を基準に耐震改修をする者に対して補助を行います。</p>
建替え	<p>「がけ地近接等危険住宅移転事業」</p> <p>がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対して補助を行います。</p>
税の優遇	<p>「住宅耐震改修に対する特例措置」</p> <p>昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅を、平成 30 年 3 月 31 日までに現行の基準に適合する耐震改修を行ない、当該耐震改修に要した費用が 1 戸当たり 50 万円以上であった場合、工事完了年の翌年度分の当該住宅に係る固定資産税額(120 m²相当分まで)が、1/2 に減額されます。</p> <p>また、令和 3 年 12 月 31 日までに同様の耐震改修工事を行った場合は、所得税の控除が受けられます。</p>

（３）安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備

① 木造住宅の耐震診断及び耐震改修を推進するための体制整備

町民が安心して耐震診断及び耐震改修を依頼できるように、耐震改修に係る各種相談に応じています。今後も、耐震改修の重要性を周知するための情報提供を積極的に行ない、安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行なえる環境整備を図ります。

また、県や建築関係団体の相談窓口についても紹介していきます。

② さまざまな耐震改修工法の検討・普及

公的機関や民間企業により、さまざまな耐震改修工法が開発・提供されており、工事費や工期の軽減や、屋外からの工事で耐震性を向上させることが可能なものもあります。今後、県や建築関係団体とも連携し新たな耐震改修工法の検討・普及を行っていきます。

③ 多雪区域の住宅の耐震改修を促進するための支援の強化

多雪区域は積雪荷重の影響により改修工事費が高くなる傾向があります。越前町は全域が多雪区域に指定されており、改修補助額を拡充して支援を行っていきます。

(4) 地震時の総合的な安全対策

① 建築物に係る二次的被害*発生防止への対応

平成17年3月の福岡県西方沖地震や平成28年4月の熊本地震など、全国各地で大規模地震が頻発し、それに伴い、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、町では県と連携し被害の発生するおそれのあるものを調査し、その所有者等に必要な措置を講じるよう指導しており、今後も引き続き指導していきます。

その他、建築物内に設置された家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策・転倒防止方法等を普及啓発していきます。

② 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後の余震等により倒壊並びに瓦や外壁等、建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に係る二次的被害が発生する場合があります。被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険（赤）」「要注意（黄）」「調査済（緑）」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定*を実施することが大変重要です。このため、町は判定実施本部等を設置し、福井県に対し応急危険度判定士の派遣要請を行ない、判定士の受入れに必要な体制を整備します。

(5) 地震時に通行を確保すべき道路

建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げることで、緊急車両の通行、多数の者の円滑な避難を阻害します。そのため、地震時に優先的に通行を確保すべき道路として、福井県緊急輸送道路ネットワーク計画に定められている道路及び越前町地域防災計画で定める緊急輸送道路を位置づけ、その沿道の建築物の耐震化を推進します。

(6) 優先的に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、法第6条第1号に規定された特定建築物のうち地震災害の発生時に災害応急対策の実施拠点や避難所となる公共施設、中でも学校、公民館、病院等、緊急輸送道路沿道特定建築物及び昭和56年5月以前に建てられた木造住宅とします。

町有建築物については、原則として災害応急対策の実施・防災拠点、避難所、その他の順に、重要度、建設年度等、諸条件を勘案して耐震診断を行ない耐震化に努めていきます。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 想定地震における震度分布の予測

住宅の倒壊等を原因とする窒息・圧死、住宅・家財等財産の多大な損害から人命及び個人財産を保護するためには、その地域において発生のおそれがある想定地震における建物被害等の可能性を住民に伝え、防災意識の向上や人命・個人財産を守る住宅等の耐震化を促していくことが必要であり、平成23年に作成した、表層地盤のゆれやすさマップ[※]を、インターネットで公表し町民の地震に対する防災意識の醸成を図っています。

今後としては、自主防災組織[※]が自ら作成する防災マップの取り組みを支援し、地震時に想定される被害に関する情報の共有や、耐震改修の意識啓発を図っていきます。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

町民が耐震化に関する相談を受けられる耐震相談窓口を設置し、専門家による技術的な相談は以下の窓口にて相談に応じており、今後も、このような体制を維持し、引き続き町民への情報提供を行ないます。

表 相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
県	土木部建築住宅課 各土木事務所（建築担当課）	技術的な相談・耐震改修等に係る情報の提供等 (情報の例) ・県の支援制度 ・耐震改修を行う施行者の情報 ・耐震改修の工法の紹介 など
建築関係団体	(一社)福井県建築士会 (一社)福井県建築組合連合会 (一社)福井県建築工業会 (一社)福井県建築士事務所協会 (一財)福井県建築住宅センター	
市町	建築担当課	木造住宅耐震化促進事業の制度説明および申込み

(3) パンフレット等の作成とその活用

耐震診断及び耐震改修を図るための、国、県、関係機関作成のパンフレットを活用すると共に、町独自の事業については新たにパンフレットを作成する等して、町民へ耐震改修の周知を図ります。

表 パンフレットの一覧

名 称	内 容	備 考
あなたが守る家族の安全	耐震改修の普及啓発	県内全戸に配布(県より)
住まいの履歴書	住宅の維持保全の普及啓発	県内全戸に配布(県より)
建物もあなたと同じ健康診断	住宅の維持保全の普及啓発	町役場で配布・町のホームページで公開
誰でもできるわが家の耐震診断	耐震診断の普及啓発	町役場で配布・町のホームページで公開
あなたの生命、財産を地震から守るために耐震診断(一般診断)を受けましょう	耐震診断の普及啓発	町役場で配布・町のホームページで公開
木造住宅耐震補強事例集	耐震改修の普及啓発	県のホームページで公開

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行なうことにより、別々に行なうより安価・短期間で行なうことができる等の利点について普及を図ることにより、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を行ないます。

(5) 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、緊急時の正しい心構えと知識を身につけて頂き、万一の場合でも適切な対応を取って頂けるよう、地域が連携して地震対策を講ずることが重要です。

そのため、町は、町内会等の組織と連携した防災活動を実施する等、地域住民の意識啓発に努め、活動を支援します。

第4章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体による協議会等との連携

県では、建築関係者に働きかけ、平成17年3月に福井県木造住宅耐震促進協議会が設立されました。町はこの協議会と契約を行い、診断士を派遣し、その診断内容について専門家による判定を行い、円滑で公正な耐震診断の実施を行ってきました。初動期の体制整備が図られたことから、平成28年度からは、協議会に代わり、(一社)福井県建築士事務所協会と連携し、木造住宅の耐震診断の促進を図っていきます。

(2) 建築物の総合的な安全性の向上

① ブロック塀等の安全対策

地震によってブロック塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、避難や救助・消火活動にも支障が生じる場合があります。このため、ブロック塀の安全対策は重要な課題となります。

建築基準法では、住宅・建築物に付属するブロック塀について、構造安全性の観点から基準を定めていますが、過去の地震による被害状況をみると、この基準に適合しないブロック塀が倒れています。

越前町では、県や関係団体と連携して、危険なブロック塀等の所有者へ注意喚起を行ないます。

特に、避難路や通学路沿いを重点的に実施する等、優先度、危険度に応じた計画的な改善を促進します。

② 窓ガラスや外壁等の安全対策

過去の地震における被害状況から、窓ガラスの飛散対策や外壁の落下防止対策に取り組む必要性が改めて指摘されていることから、越前町では関係各課と連携し、窓に飛散防止フィルムを貼ること及び外壁の改修工事による落下防止対策について普及啓発を行なっていきます。

③ 天井

体育館、屋内プール、劇場、ホール、ターミナル、展示場等、大規模空間のつり天井を有する不特定多数の者が利用する建築物について、崩落防止対策を行なうよう施設の所有者及び管理者に注意喚起を行ないます。

④ エレベーターの閉じ込め防止対策

平成17年7月の千葉県北西部を震源とする地震により、首都圏の約64,000台のエレベーターが運転休止し、78台において閉じ込め事故が発生する等、復旧に相当の時間を要しました。事故が発生したエレベーターの7割以上は震度4以下の地域に存していたものであり、比較的震度が小さかったにも拘わらず、多くの閉じ込め事故や運転休止を生じたことが、大きな社会問題となりました。そこで、平成18年4月に「エレベーターの地震防災対策の推進について」の建議が取りまとめられました。

越前町では、この報告を踏まえて以下のようなエレベーターの地震防災対策の推進に取り組んでいきます。

- ・既設エレベーターに対する安全性の周知

定期検査等の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進します。

- ・適時適切な情報提供・情報共有

パンフレット等により、建物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等の情報提供を行ないます。

(3) 居住空間の安全性の確保

耐震性のない住宅については早急に耐震改修工事を行なうことが望ましいのですが、金銭的負担が大きいことや個別事情等によって、耐震改修工事がなかなか進まないことが考えられます。

耐震改修工事を行なう場合には、例えば居住時間の長い部屋(居間、寝室等)のみの耐震性を確保するといった選択肢も考えられます。

また、地震により住宅が倒壊しても生命が守れるよう安全な空間を確保するための方策として、防災ベッドや耐震テーブルの活用等があります。

その他、地震によって住宅が倒壊せずとも、家具の転倒による人的被害や転倒家屋が障害となって延焼火災等からの避難が遅れる等、家具の転倒による居住者被害が発生するおそれがあるため、家具を固定して転倒防止すること等も重要です。

以上のようなことを踏まえ、居住空間の安全性を確保する様々な方策についても、町民の意識啓発を図っていきます。

(4) 計画の検証

近年、社会情勢は急速に変化するため、それに伴う住宅や特定建築物の建替え等により耐震化の実態が推計と合致しないことが予想されます。また、町が所有する建築物については、行政改革による施設の統廃合や社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態や活用方法が見直されることが想定されます。このため、本計画は、原則として5年毎に検証し、必要に応じて見直しを行ないます。

【 参 考 資 料 】

- 参考資料 1 用語解説
- 参考資料 2 耐震改修促進法改正の概要
- 参考資料 3 国の基本的な方針の概要
- 参考資料 4 国の耐震化率の算出方法
- 参考資料 5 国の住宅耐震化に係る新制度

参考資料1 用語解説

【新耐震基準】(P1)

建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が一定以上の耐震能力を持っていることを保証し、建築することを許可する基準で、建築基準法・建築基準法施行令・国土交通省告示等によって定められています。

現在の基準は昭和 56 年にできたもので、それまでの基準と区別するために「新耐震基準」と呼んでいます。新耐震基準では、震度 5 程度の地震においては建築物が壊れないようにすること、震度 6 程度の地震においては建築物の倒壊を防いで中にいる人の安全を確保することを目的としています。

【東海地震】(P1)

駿河湾内に位置する駿河トラフで周期的に発生する海溝型地震のことで、マグニチュード 8 規模の地震が発生して神奈川県から愛知県にかけての広い範囲で強い揺れが起こり、津波による大きな被害も起こることが想定されています。

【南海・東南海地震】(P1)

プレート境界型地震であり、歴史的に見て 100～150 年程度の間隔でマグニチュード 8 規模の地震が発生しています。最近では昭和 19 年及び 21 年に発生していることから、今世紀前半にも極めて大規模な地震・津波被害が発生するおそれがあるとされています。

【首都直下地震】(P1)

2007～2036 年の間に、70%の確率で関東地方に発生すると予想されている直下型の大地震のことで、マグニチュード 7 規模の地震発生が想定されています。東海地震や南海・東南海地震等に比べて想定される地震の規模は小さいものの、主要な国家機能や人口が集中しているため甚大な被害になると予想されています。

【中央防災会議】(P1)

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行なっています

【越前町地域防災計画】(P1)

災害対策基本法に基づき、市民の生命・財産を守るために取るべき災害対策を規定する計画のことで、越前町では市町村合併にあわせて平成 19 年 3 月に策定されました。

【 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法） 】（P1）

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする法律です。

【 地震防災推進会議 】（P1）

平成 17 年 2 月、国土交通大臣のもとに「住宅・建築物の地震防災推進会議」として設置されました。同年 6 月に提言書「住宅・建築物の地震防災対策の推進のために」をとりまとめ、その中では耐震化の目標設定や目標達成のための施策の方向、地震保険の活用方策等について提言されています。

【 耐震診断 】（P2）

地震等の揺れによる建物の被害の大きさや安全性を調査した上で、専門的な構造計算によりそれを数値化して判断することです。建物の形状や躯体の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れ・変形等による損傷具合等を総合的に勘案して判断されます。

【 耐震改修 】（P2）

地震に対する安全性の向上を目的として、増築・改築・修繕もしくは模様替え又は敷地の整備等を行なって耐震性を強化する補強工事のことです。一般的には、柱・梁・壁・床等を補強して強度を増加させるか、又は、建物のねばり強さを増加させる等の方法で建築物の耐震性能の向上を図ります。

【 地震防災マップ 】（P2）

「地震に対する揺れやすさマップ」（地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から、地域の揺れやすさを一般的になじみのある『震度』により評価したマップ）や「地域の危険度マップ」（建築物の構造等の地域の社会的なデータを重ね、地震により引き起こされる被害をより具体的にわかりやすく表したマップ）に避難場所や避難路等の地域の防災情報を重ねた地図の総称です。

【 緊急輸送道路 】（P2）

災害発生時における被災者の避難及び被災者の生活を確保する物資輸送等のために利用する路線として指定する道路のことです。

【 避難路 】（P2）

避難地又はそれに相当する安全な場所に住民が速やかに避難できるよう道路、緑地又は緑道を配置したものです。災害の種類により避難場所・避難路は変わるので、普段からさまざまな災害に対してどのように避難するかを確認しておくことが大切です。

【 耐震改修支援センター 】 (P2)

平成 18 年 3 月に、国土交通大臣から「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」に基づく機関として指定されており、以下のような事業を行なっています。

- ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報・資料の収集・整理・提供。
- ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査・研究。
- ・ 認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行なった金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証。
- ・ 上記の業務に附帯する業務。

【 災害時要援護者 】 (P7)

災害時における、以下の条件に一つでも当てはまる人を指します。

- ・ 自分の身に危険が差し迫った時、それを察知する能力がない又は困難な人。
- ・ 自分の身に危険が差し迫った時、それを察知しても適切な行動をとることができない又は困難な人。
- ・ 危険を知らせる情報を受け取ることができない又は困難な人。
- ・ 危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない又は困難な人。

【 人口集中地区 】 (P13)

昭和 35 年以降の国勢調査の国勢調査区単位の人口を基に表される夜間人口の密度が高い地域の事です。各調査年の国勢調査地区を基礎単位地域として用い、市区町村の境界内で人口密度の高い調査区(原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり約 4,000 人以上)が、隣接して人口 5,000 人以上を有する地域がこれに該当します。

【 二次的被害 】 (P18)

大地震の発生で直接受ける被害ではなく、大地震による被害に起因して発生する災害の事です。建築物に係る二次的被害としては、余震による家屋・ブロック塀等の倒壊や瓦・外壁の落下、窓ガラスの飛散、家具転倒、エレベーターの閉じ込め等があります。

【 応急危険度判定 】 (P18)

地震により被害を受けた建築物について、余震等によって倒壊のする危険性や、外壁等の落下の危険性を、あらかじめ判定方法の講習を受けている建築士(応急危険度判定士という。)が調査し、その結果に基づいて建築物の使用が可能かどうか応急的に判定する制度です。この制度は、被災建築物による二次被害を未然に防止することを目的としています。

【 表層地盤のゆれやすさマップ 】 (P19)

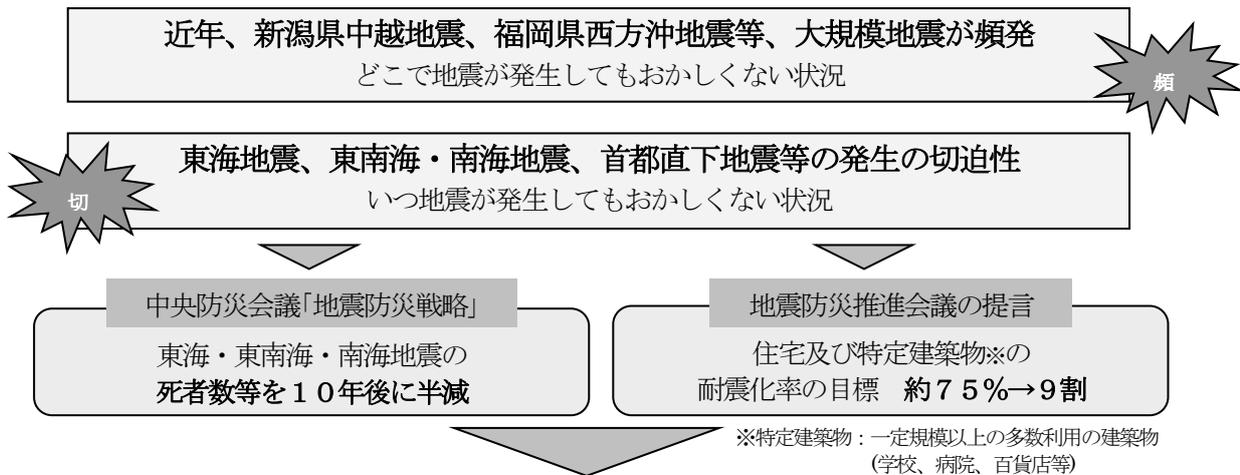
平成 17 年 10 月 19 日に内閣府より公表されたもので、地形や地質調査等のデータを基に地震が起きたときのゆれやすさを推計して、地域を 1 km 四方の広さごとに区切って 7 段階に表示した地図のことです。地震の規模(マグニチュード)や震源からの距離が同じであっても表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なる効果を「表層地盤のゆれやすさ」と表現し、全国の表層地盤のゆれやすさを地図として表現しています。

【 自主防災組織 】 (P19)

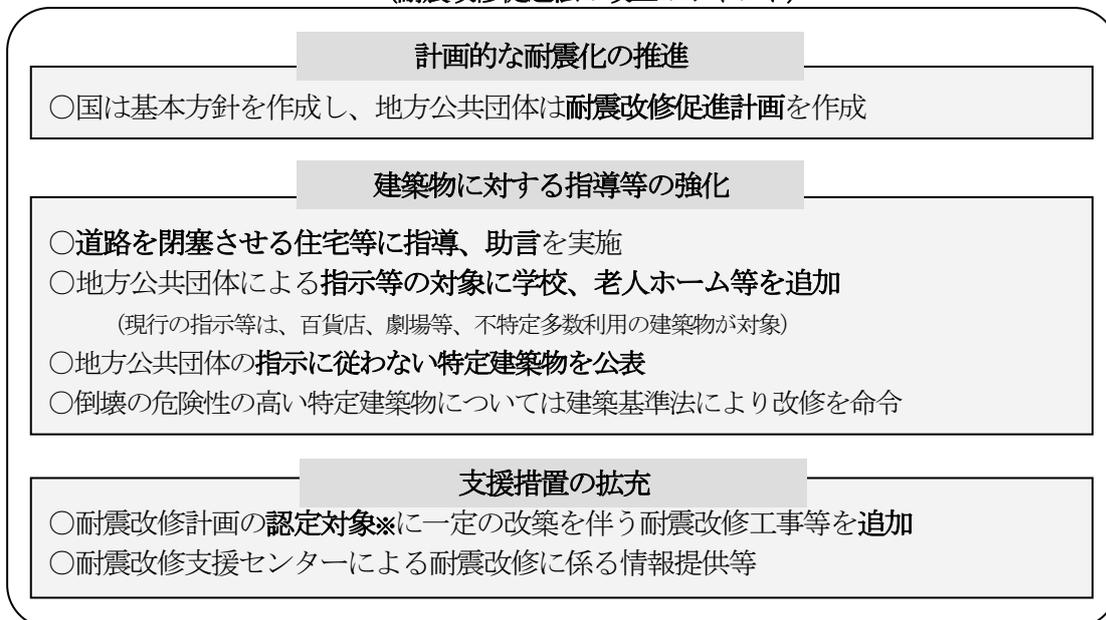
自主防災組織とは、地域住民が相互に連携・協力しあい、地域の被害を最小限に抑えること等を目的とした自主的な組織です。

通常時は、防災知識の普及啓発、防災訓練や防災資機材の備蓄・点検等の活動を行ない、災害時には、住民の避難誘導、初期消火、負傷者の救出や避難所の運営等さまざまな活動が期待されています。

参考資料2 耐震改修促進法改正の概要



(耐震改修促進法の改正のポイント)



※耐震改修計画の認定により、耐震関係規定以外の不適格事項が適用されないという、建築基準法上の特例が受けられる。

効果

地震による死者数・経済被害が減少

東海地震の被害の軽減(耐震化の効果)
死者数 6700人→3200人
経済被害 11.6兆円減少

東南海・南海地震の被害の軽減(耐震化の効果)
死者数 6600人→2900人
経済被害 18.8兆円減少

建築物の耐震化により緊急輸送道路や避難路が確保

仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与

国土交通大臣による基本方針の概要

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
- 所管行政庁は、全ての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める）。また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行ない、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策についても推進。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標。（この間に、住宅の耐震改修は約100万戸、特定建築物の耐震改修は約3万棟の実施が必要）
- また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、少なくとも、住宅は5年間で約100万戸、10年間で約150～200万戸、特定建築物は5年間で約3万棟、10年間で約5万棟の実施が必要。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。
- 建築物の敷地の規定を新たに追加。

4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

- 都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。
- 耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果を公表すると共に耐震化の目標を設定。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。
- 所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について記載。
- 全ての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。

参考資料4 国の耐震化率の目標および算出方法

① 耐震化率の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、耐震化率の目標を次のとおり定めています。

建築物の用途・分類	現 状 (※) (平成 30 年度)	目 標 (令和 7 年度)
住 宅	87%	耐震性の不足するものをおおむね解消
多数の者が利用する特定建築物	89%	—
耐震診断義務付け対象建築物	—	耐震性の不足するものをおおむね解消

(※) 出典：国土強靱化年次計画 2020

② 耐震化率の算出方法

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅および多数の者が利用する特定建築物の現状の耐震化率を推計する方法が示されており、これまでの耐震診断の実施結果によると、耐震性を有する結果となる割合は下記ようになります。

これを踏まえ、耐震診断が未実施で、耐震性が確認されていない旧耐震基準により建築された建築物数に、用途毎の下記の割合を乗じて、耐震性を有している建築物数を推計し、耐震化率を推計します。

<住宅>

- ・戸建て住宅 ……33.5%
- ・共同住宅 ……70.6%

<特定建築物>

- ・学校 ……29.8%
- ・病院・診療所 ……42.1%
- ・社会福祉施設 ……44.6%
- ・ホテル・旅館等 ……35.8%
- ・店舗・百貨店 ……47.8%
- ・賃貸共同住宅 ……76.0%
- ・その他 ……49.6%

参考資料5 国の住宅耐震化の促進に係る新制度

① 住宅の耐震化を総合的に支援するメニューの創設

住宅の耐震化に向け積極的な取組みを定めた「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定して実施する地方公共団体に対し、補強設計および耐震改修を総合的に支援する制度が平成30年度に創設されました。

② 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

耐震化を促進する取組みを規定し、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握・検証・公表し対策を進めていきます。

<耐震化を促進する取組>

- ・戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
- ・耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ・改修事業者等への技術力向上を図る取組および住宅所有者から改修事業者への接触が容易となる取組
- ・耐震化の必要に係る周知・普及